

令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和2年2月27日（木）午後1時30分より、令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

| | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 秋山 義徳 | 2番 香取 幸子 | 3番 梶 正明 |
| 4番 村上 嘉男 | 5番 高田 和登 | 6番 近藤 浩 |

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

| | |
|------------|--------------|
| 管理者 並木 心 | 副管理者 杉浦 裕之 |
| 教育長 桜沢 修 | 会計管理者 小林 秀治 |
| 事務局長 石田 哲也 | 給食課長 峯岸 清 |
| 庶務係長 市川 晃 | 管理給食係長 瀧島 淳介 |
| 職員係長 小山 健一 | 庶務係主任 中島 祥紀 |

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算
- 日程第4 議案第2号 令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について
- 日程第5 議案第3号 羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例
- 日程第6 議案第4号 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第5号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第8 議案第6号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第9 議案第7号 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第10 議案第8号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 議案第9号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第10号 教育委員会委員の任命について

日程第13 議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（近藤 浩） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、瑞穂町、羽村市、それぞれの市町の3月議会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先刻は、議員の視察にに対して協力をしていただきありがとうございました。そして、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、今年度、当組合におきましては、第1センターにおいては真空冷却機の交換、第2センターにおいては昇降式消毒保管機を交換し、安全で安心な給食の提供に努めております。

また、学校給食ポスターコンクール、栄養教諭による食育指導等を実施し、食育を推進してまいりました。

学校給食の果たす役割がますます高まっている状況の中で、今後も、徹底した衛生管理と効率的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件ですが、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算（案）など10件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤 浩） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、5番 高田和登議員、1番 秋山義徳議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いた

しました。

次に日程第3、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第4、議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第4、議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、一括議題となりました、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」、及び議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございますが、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億117万7,000円で、前年度と比較いたしまして、96万7,000円の増額となっております。

歳入につきましては、両市町からの分賦金は、3億8,601万8,000円で、歳入総額の96.22%を占めております。

繰越金については1,500万円、諸収入は15万9,000円となっております。

次に、歳出ですが、議会費は78万4,000円、事務所費は1億108万1,000円、教育費は2億9,730万円、公債費は1万2,000円、予備費として200万円でございます。

次に、議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和2年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

令和2年度、羽村市の暫定分賦金は2億4,986万9,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億3,614万9,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、一括議題となりました議案第1号及び 議案第2号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」について、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました予算書の8ページ、9ページをご覧ください。「令和2年度の歳入歳出予算事項別明細書」でございます。

歳入・歳出それぞれ4億117万7,000円とし、前年度と比較して96万7,000円の増額となっております。

初めに、歳入についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

第1款、分賦金は、3億8,601万8,000円で、前年度と比較して91万9,000円の増額でございます。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款、繰越金は、1,500万円で、前年度と同額でございます。

第3款、諸収入は、15万9,000円で、第1項、預金利子は2,000円、第2項、雑入は15万7,000円で、前年度と比較して4万8,000円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款、議会費の組合議会費は、78万4,000円で、前年度と比較して7万4,000円の減額でございます。隔年で実施しております議員の皆様への先進地視察につきまして、議員改選の年に合わせて実施するため、令和2年度は実施しないことにより、自動車借上料を減額いたしました。

次に、第2款、事務所費のうち第1項、組合事務所費は、1億102万5,000円で、前年度比663万4,000円の減額でございます。

主な内容でございますが、01報酬は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が前年度比302万5,000円の増額でございます。

02給料は、特別職・一般職給料で、一般職給料は再任用職員の減及び職員が6月から育児休業を取得することにより、前年度比460万6,000円の減額を見込み、03職員手当等は、職員の地域手当の率の変更により、前年度比204万4,000円の減額となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

07報償費は、9万5,000円で、給食ポスターコンクールの関係経費及び職員提案表彰の報償金で前年度と同額でございます。

12委託料は、475万8,000円で、前年度比8万1,000円の増額になってございます。主な内容ですが、施設の維持管理に関する委託料のほか、ストレスチェック委託料及び新聞折込広告掲載委託料などを新たに計上したものでございます。

13使用料及び賃借料は、396万3,000円でございます。主な内容ですが、財務会計システム機器使用料などを計上したものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

第2項、監査委員費は、5万6,000円で、監査委員報酬等でございます。

次に、第3款、教育費のうち第1項、教育総務費の教育委員会費は、24万2,000円で、教育委員会委員報酬等でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

第2項、保健体育費のうち第1目、学校給食費は、予算額2億9,655万8,000円で、前年度と比較して、815万7,000円の増額でございます。

まず、01報酬は、3,957万5,000円で、会計年度任用職員制度の導入に伴い、前年度の嘱託員報酬及び臨時職員賃金の代わりに会計年度任用職員報酬3,879万4,000円を計上いたしましたことにより、前年度比2,161万6,000円の増額でございます。

次に、02給料、03職員手当等でございますが、給料は調理員13名分の給料で、昇任及び定期昇給を見込み、前年度比51万6,000円の増額でございます。職員手当等につきましては、4,009万3,000円で、前年度比899万5,000円の増額でございます。

増額の要因は、令和2年度末で定年退職者が2名いることから、退職手当組合負担金の増額及び会計年度任用職員制度導入に伴う期末手当の計上によるものです。

04共済費は、1,999万8,000円でございます。主なものは、職員共済組合負担金や会計年度任用職員社会保険料などを計上したものでございます。

10需用費は、燃料費の使用量見込増による増額もございましたが、消耗品の削減及び施設や備品修繕を計画的に進めている関係で、総額では107万8,000円の減額となっております。

20ページ、21ページをご覧ください。

11役務費は、検便の検査方法の変更により、検便手数料が前年度比84万2,000円の減額となっております。

12委託料は、例年の業務委託項目ですが、令和2年度は7年に一度の重油地下タンク気密漏洩検査委託料61万6,000円及び牛乳パックの処理方法の変更に伴う再資源化収集運搬委託料61万1,000円を新たに計上し、また、事業者の人件費等の増額などから、前年度比202万円の増額となっております。

17備品購入費は、第1センターのカップ用洗浄機を買い替えるもので、1,799万5,000円を計上しており、前年度比188万9,000円の減額となっております。

第2目、施設整備費の維持補修等工事費は、緊急工事の費用を見込み、前年度比50万円減の50万円を計上しました。

22ページ、23ページをご覧ください。

第4款、公債費につきましては、1万2,000円で前年度と同額でございます。

第5款、予備費につきましては、200万円で前年度と同額でございます。

次に、24ページから29ページは、給与費明細書となっております。

以上で、「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたします。

議案資料のうち議案第2号資料をご覧ください。A4版横の資料になります。

令和2年4月1日現在の児童・生徒数の見込みでございますが、羽村市が4,230人、瑞穂町が2,305人で、合計6,535人でございます。したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が64.73%、瑞穂町が35.27%で、分賦金につきましては、羽村市が2億4,986万9,000円、瑞穂町が1億3,614万9,000

円、合計3億8,601万8,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定しなおしまして、11月議会においてご決定していただくことになっております。

以上で、令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町の暫定分賦金の決定についての細部説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより、議案第1号及び議案第2号に対する質疑を行います。

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番高田議員。

○5 番（高田和登） 予算書の18ページ、19ページ、教育費、保健体育費、学校給食費で前年度予算額が2億8,840万円に対して、本年度の予算額は約2億9,660万円、約820万円の増加ということなんですけれども、今、ご説明の中で退職手当組合負担金が増えたというようなお話をされていたんですけれども、もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

○議 長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

予算書の18ページ、学校給食費の令和2年度当初予算額でございますが、前年度予算より815万7,000円増えているということの主な要因として、退職手当組合の負担金ということが予定されております。こちら、退職手当組合負担金につきましては、令和2年度末、調理員が2名定年退職を予定しておりますので、その関係で退職手当組合への特別負担金が令和2年度は発生するということで予算計上したものでございます。

817万5,000円増えているもう一つの要因といたしましては、21ページの12委託料の04、その他の一番下に廃牛乳パック収集運搬処理委託料61万1,000円というのがございます。こちらにつきましては、牛乳パックの処理について、令和元年度までは牛乳納品業者が回収処理をしておりましたが、令和2年4月から回収しなくなるため、給食センターで各学校から回収し、令和元年度に購入する破砕機で破砕、洗浄、脱水を行い、リサイクル業者へ運搬処理するために予算計上したものでございます。

こちらの2点が増額の要因ということでございます。以上です。

○議 長（近藤 浩） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第1号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「令和2年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者(並木 心) 議案第3号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会について、地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関として整理し、運営審議会の委員について、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員であることを明確にする必要が生じたため、条例を制定しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長(近藤 浩) 事務局長。

○事務局長(石田哲也) それでは、議案第3号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」の細部につきましてご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第3号資料「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例、規則との対照表」に基づきご説明させていただきます。

この条例は、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則により設置しております運営審議会について、地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関として整理し、運営審議会委員について、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員であることを明確にするため、制定しようとするものです。

まず、議案第3号資料の1ページをご覧ください。

表の右側が、現在の羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則になります。左側が、新たに制定しようとしている羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例でございます。左側の欄でご説明をさせていただきます。

第1条は、審議会の設置について定めるもので、学校給食センターの円滑な運営を図るため、教育委員会の附属機関として運営審議会を設置することを定めるものであります。

第2条は、所掌事項について定めるもので、運営審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、学校給食センターの運営に関し必要な事項を調査審議し、答申するものとしております。

また、第2項で、諮問のほかにも、学校給食センターの運営に関し、意見を述べることができるとするものであります。

第3条は、組織について定めるもので、委員人数を23人以内とし、選出団体及び委員数を規定するものであります。

2ページをご覧ください。

第4条は、委員の任期について定めるもので、委員の任期につきましては、現在の規則と同様に1年とし、再任を妨げないとするものであります。

なお、委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠委員を委嘱できるとするものであります。

第5条は、会長及び副会長について定めるもので、会長及び副会長は、委員の互選により定めるとするものであります。

第6条は、監査委員について定めるもので、学校給食センターが私費会計として管理しております学校給食費の経理について監査を行うため、監査委員2名を置くとするもので、その選出方法は、運営審議会委員の互選によるものと定めるものでございます。

第7条は、審議会の会議について定めたもので、会議は、会長が招集し議長となること、委員の過半数以上の出席により開会できることなどを定めたものであります。

3ページをご覧ください。

第8条は、守秘義務について定めるもので、審議会委員は特別職の非常勤職員であり、地方公務員法の適用を受けないことから規定するものであります。

第9条は、審議会の庶務について定めるもので、学校給食センター給食課において処理するものとしてあります。

第10条は、委任で、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定めるとするものであります。

附則でございますが、この条例は、現在選任されております運営審議会委員の任期が5月31日に満了となりますことから、6月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。5番高田議員。

○5番（高田和登） 規則が条例に格上げされたということで、そんな意味が含まれているのかなとも思うので、そのあたりまず、……どうして今まで規則であったのが条例に格上げされたかということをお聞きします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 規則が条例に格上げされた理由についてのご質問に、ご説明を申し上げます。

羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会については、昭和47年制定の「羽村・

瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則」に基づき組合教育委員会の附属機関として設置され、構成員である学校長、PTA役員、知識経験者の方々は地方公務員法第3条3項第3号の特別職の非常勤として組合教育委員会から委員としての委嘱をされておりました。

平成29年度の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、改正地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤の要件が厳格化され、専門的な知識経験に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う職に限定されました。このことにより、組合教育委員会の附属機関である運営審議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に掲げられている執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員に該当させるために、地方自治法第138条の4第3項の「普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理員、審査会・審議会・調査会・その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる」との規定に基づき、条例に運営審議会の設置根拠を設けた上で、地方公務員法の第3条第3項第2号の特別職の非常勤として整理をする必要があるために条例としたものであります。

以上でよろしくお願いたします。

○議長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5番（高田和登） なかなか、なんとなく難しいですが、一応何かそういう上からで従ったというふうに理解をさせていただきたいと思います。

実は、運営審議会での、これ一般質問でも取り上げようとしたんですけども、これ議題にあるから。議員の人数なんです。一番多いのは23名。今度23名以内になるみたいですけども、大きな自治体では、自治体たる自治体は、ほとんどこういう、自治体単独でやっているんですね。大きな多くの自治体では、当然全てに応えるのは無理かなと思うんですね。それで、今、17校しかないのをそれを入れているんですけども、この条例の制定にあたり、この人数について、他の自治体の状況というのは調査したか、教えていただきたいと思います。また、もし調査した結果、掌握していただければ、その結果を教えていただきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 他の自治体の審議会の人数の関係でございます。共同調理場を設置している12の自治体の運営審議会の人数についてを、条例の内容を検討する中では調査をいたしました。

各共同調理場の審議会委員の人数でございますが、立川市が18人以内、青梅市が10人、府中市が18人以内、昭島市が15人以内、小平市が13人、国立市が18人、福生市が21人以内、東大和市が40人以内、武蔵村山市が15人、多摩市が14人、稲城市が15人以内、あきる野市が19人以内という形になっております。

最少が青梅市の10人であり、最多は東大和市の40人以内となり、平均すると18人という形になります。以上です。

○議長（近藤 浩） 高田議員。

○5番（高田和登） まあ、23名というのは、まあまあという気もしますね。わかりました。

運営審議会委員の報酬というのが支払われています。それで年間36万円ぐらいの数

字になっているんですけれども、削減することは可能なんだなという気もしたんですけれども、どのように考えているか。

今回の条例では、人数の削減のことに触れられていないんですけれども、削減ということをご検討されたということはないのでしょうか。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

人数の削減につきましては、内部でも検討いたしました。結果、現在の人数といたしました。

現在の人数は、羽村市、瑞穂町の小中学校17校からPTAの代表者各1名、それと羽村市、瑞穂町の小中学校長から各1名の4名、学識経験者の2名となっております。

理由でございますが、保護者の皆さんから集まった給食費の会計において、予算や決算、あと給食の状況など、1校に1名の代表の方にはご説明させていただきまして、各学校にお持ち帰りいただいて、各学校のPTAの役員会でも周知していただきたいということも考えました。それと、学校の代表である校長先生からもご意見を伺いたいということで、現在の人数といたしました。

ただし、校長先生は4月1日付で人事異動とかもございますので、その場合には、特に問題がなければ任期満了の5月31日まででございますが、後任の委員を選出しなくてもいいという形をとらせていただきました。以上です。

○議長（近藤 浩） 一応質疑は3回までとしているのですが、特別ありましたら。高田議員。

○5番（高田和登） 運営審議会の給食費の保護者負担なんですけれども、今回、この新しい条例の案には書かれていないということなんです、学校給食費は私費会計ということなんですけれども、この給食費の決算とか予算とかそういうものは運営審議会で従来どおり行うのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（峯岸 清） お答えいたします。

給食費の会計につきましては、今までどおり運営審議会のほうで行うこととなっております。以上でございます。

○議長（近藤 浩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○**管理者（並木 心）** 議案第4号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正を行うものであります。

補正の内容ですが、補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

まず、事務所費の委託料は、職員健康診断委託料の契約差金24万6,000円を減額するものであります。

使用料及び賃借料は、財務会計システムのパソコンを賃貸借する予定をライセンス使用料に切り替えたことにより、その差金13万3,000円を減額するものであります。

以上、事務所費の組合事務所費は37万9,000円減額し、1億728万円とするものであります。

次に、教育費の報酬は、運営審議会の開催回数の減少により30万6,000円を減額するもので、給料は、昇任者が増えたことにより21万2,000円を増額するものであります。

需用費は、調理員等の被服の入替えが当初の見込より少なかったことにより50万円を減額するもので、役務費は、検便の検査方法の変更により104万円を減額するものであります。

委託料は、給食配送業務委託料の契約差金144万円を減額するものであります。

以上、教育費の保健体育費は、307万4,000円減額し2億8,632万7,000円とするものであります。

次に、予備費は、今回の補正予算の減額分345万3,000円を増額し、2,138万8,000円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○**議長（近藤 浩）** これをもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。高田議員。

○**5番（高田和登）** 少しあれがあるかもしれませんが、今、新型コロナウイルスが問題になっているんですけども、この費用というのは補正予算に入っていないような気がしたんですけども、何らかでコロナウイルスの感染が学校給食組合で発生したような事態になった場合、影響がすごく大きいと思うんです。万全な対策は講じていると思うんですけども、それは補正予算に計上するほどの金額ではなかったというようなことなのではないでしょうか。ちょっとその辺、気になったのでお尋ねいたしたいと思います。

○**議長（近藤 浩）** 給食課長。

○**給食課長（峯岸 清）** お答えいたします。

今回の補正予算には、新型コロナウイルス対策の予算計上というのは特にございません。

給食センターでは、新型コロナウイルスの対応に限ってということではございませんが、ノロウイルスを主な目的としたウイルス検査やO-157などの対策として検便検査を定期的実施しています。これは正規職員、嘱託員、臨時職員をはじめ委託業者にも

行っています。

その他衛生管理基準に基づき、調理場内で調理に関わる職員は、髪の毛が落ちないようにネット付の帽子、それと白衣、マスクの着用を義務付けています。

今回のコロナウイルスの関係で、マスクの購入や手や指の消毒用のアルコールの入手が困難だったということが若干ありましたが、職員が早目の発注を行うなどの対応でクリアしております。

今後の対応につきましても、羽村市の新型コロナウイルス感染対策本部会議の情報を逐次ご提供いただきまして、今後も対応してまいります。以上です。

○議 長（近藤 浩） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、日程第8、議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」及び日程第9、議案第7号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3件につきましては、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第5号、日程第8、議案第6号及び日程第9、議案第7号の3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） それでは、一括議題となりました議案第5号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」及び議案第7号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3件につきまして、ご説明を申し上げます。

本案3件は、東京都市町村公平委員会を共同設置するとともに、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合及び東京都市町村職員退職手当組合の構成団体であります福生病院組合が、令和2年4月1日付けで、地方公営企業法第39条の2第1項に規定する企業団へ移行することに伴い、各団体の規約をそれぞれ変更する必要が生じたことから、地方自治法に基づき議決をお願いするものであります。

初めに、議案第5号「東京都市町村公平委員会共同設置規約」の改正内容ですが、お

手元に配付しております議案第5号資料のとおり、令和2年4月1日から福生病院組合が公営企業法を全部適用する企業団に移行することに伴い、地方公務員法第5条の公平委員会設置義務規定の適用除外となることから、福生病院組合からの脱退の申請に基づき、東京都市町村公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合から、福生病院組合を脱退させるため、規約別表中「福生病院組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、東京都知事への届け出の日から施行し、令和2年4月1日から適用しようとするものであります。

次に、議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約」の改正内容ですが、議案6号資料のとおり、福生病院組合が企業団へ移行することに伴い、構成団体を掲げている別表第1中、及び組合議員選挙区ごとの議員定数を定める別表第2中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものであります。

附則として、この規約は、東京都知事への届け出の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

続きまして、議案第7号「東京都市町村職員退職手当組合格約」の改正内容ですが、お手元に配付しております議案第7号資料のとおり、構成団体を掲げている別表第1中、及び組合議員選挙区ごとの議員定数を定める別表第2中、「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改めるものであります。

附則として、この規約は東京都知事への届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） これをもちまして提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号、議案第6号及び議案第7号に対する質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第5号に対する討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号に対する討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更につい

て」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号に対する討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号「東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号「教育委員会教育長の任命について」の件を議題いたします。

この際、桜沢教育長の退席を求めます。

(教育長 桜沢 修君 退席)

○議 長(近藤 浩) 提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者(並木 心) 議案第8号「教育委員会教育長の任命」につきまして、ご説明いたします。

平成29年4月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会教育長としてご尽力をいただいております桜沢修氏が、本年3月31日をもって、任期が満了となります。

つきましては、桜沢氏を教育委員会教育長として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

桜沢氏の住所は、羽村市川崎四丁目3番21号、生年月日は、昭和30年2月26日、任期につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までであります。

桜沢氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第8号資料のとおりですが、ご本人は、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちの方であり、教育委員会教育長としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。以上です。

○議 長(近藤 浩) これをもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号「教育委員会教育長の任命について」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

この際、桜沢教育長の除斥を解除いたします。

(教育長 桜沢 修君 着席)

○議 長(近藤 浩) 次に、日程第11、議案第9号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者(並木 心) 議案第9号「教育委員会委員の任命」につきまして、ご説明いたします。

平成29年10月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております永井英義氏が、本年3月31日をもって任期が満了となります。

つきましては、永井氏を教育委員会委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

永井氏の住所は、羽村市神明台三丁目1番地4、ネオステージ羽村102号室、生年月日は、昭和47年7月11日、任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までであります。

永井氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第9号資料のとおりですが、ご本人は、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちの方であり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議 長(近藤 浩) これをもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第12、議案第10号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者(並木 心) 議案第10号「教育委員会委員の任命」につきまして、ご説明

いたします。

平成27年10月から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてご尽力をいただいております滝澤福一氏が、本年3月31日をもって任期が満了となります。

このため、後任といたしまして、新たに村上豊子氏を教育委員会委員として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

村上氏の住所は、瑞穂町大字石畑1658番地、生年月日は、昭和34年12月27日、任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までであります。

村上氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第10号資料のとおりですが、ご本人は、極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議 長（近藤 浩） 以上をもって説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号「教育委員会委員の任命について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第13、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時21分 閉会